

## 鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業実施要領

令和3年6月18日付け3生畜第519号 農林水産省生産局長承認  
制 定 令和3年6月9日付け日鳥協発第3-35号

### 第1 事業の趣旨

一般社団法人日本食鳥協会（以下「協会」という。）は、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要綱（令和3年1月28日付け2生畜第1717号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業実施要領（令和3年1月28日付け2生畜第1817号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。）及び「畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業補助金交付要綱」（令和3年1月28日付け2生産第1717号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、農林水産省の補助を受けて、取組主体が行う鶏肉輸出に関してシンガポール政府が要求するサルモネラ菌の低減や検査等の課題の解決に必要な会議の開催、海外施設等の調査、試験・研究及び輸出に係るサルモネラ菌検査等を支援し、もって国産鶏肉の輸出拡大に資するものとする。

この事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、交付要綱、実施要綱、実施要領及びこの要領に定めるものとする。

### 第2 取組主体の要件

この事業の取組主体は、実施要領別記1の畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業を実施している生産者、食鳥処理施設、輸出事業者が連携して輸出促進を図る組織（畜産物輸出コンソーシアム。（畜産物輸出コンソーシアムの設立が完了するまでの間に畜産物輸出コンソーシアムを設立しようとする者も含む。））とする。

### 第3 事業の内容

取組主体が実施する事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

#### 1 サルモネラ菌低減に向けた検査体制・衛生管理方法構築事業

協会は、サルモネラ菌低減のために取組主体が行う次に掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を補助する。

- (1) 検討会の開催
- (2) 海外施設等の状況調査
- (3) 試験・研究

#### 2 輸出に係るサルモネラ菌検査等支援事業

協会は、1の事業を行う取組主体が、シンガポール向けに鶏肉輸出を行うに当たり必要となるサルモネラ菌検査等の経費相当分を支援する。

なお、本事業の支援対象となる鶏肉輸出量（以下「対象数量」という。）は153トンを上限と

する。

#### 第4 事業実施期間

取組主体の実施する事業の実施期間は、令和4年3月31日までとする。

#### 第5 取組主体の公募手続

- 1 本事業の取組主体は、公募により採択するものとする。
- 2 事業の取組主体への応募者（以下「応募者」という。）は、別紙様式第1号により、取組に関する計画を記載した取組主体事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を協会会長が別に定める期日までに協会に提出するものとする。
- 3 協会は、応募者から事業実施計画の提出があった場合には、速やかに外部有識者等で構成された公募選定委員会を開催し、取組主体の選定を行うものとする。
- 4 公募選定委員会は、応募者が第2の要件に合致するか、提出された事業実施計画が適切であるか等について審査を行うものとする。なお、事業実施主体は、取組主体を公募するごとに公募選定委員会を開催し、審査を行うものとする。
- 5 取組主体の選定に当たっては、複数の応募者がいる場合には鶏肉の輸出額が多い者から順に採択することとする。
- 6 協会は、公募選定審査委員会の結果を応募者に通知するものとする。

#### 第6 成果目標及び目標年度

- 1 取組主体は、第5の2の事業実施計画において、本事業の成果目標を定めるものとする。
- 2 本事業の成果目標は、取組主体にシンガポール又はEU向け輸出要件に沿って処理した鶏肉のサルモネラ陽性率の低減（20%未満とすること）及びシンガポール又はEU向け輸出額の増加とする。
- 3 本事業の成果目標は、事業完了年度から3年度以内に設定するものとする。

#### 第7 協会の補助及び補助対象経費等

- 1 協会は、予算の範囲内において、取組主体が第3の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。
- 2 第3の事業の補助対象経費及び補助率は別表1に掲げるとおりとする。
- 3 補助対象経費は、第3の事業を実施するために直接必要な経費であって、第3の事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認できるものとする。
- 4 国の他の助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の補助の対象外とする。
- 5 事業内容の一部を、他の者に委託して行わせる場合には、次の事項を第5の2に係る事業実施計画に記載した場合のみ補助対象経費となる。
  - ① 委託先が決定している場合には、委託先
  - ② 委託する事業の内容及びそれに要する経費

## 第8 補助金交付の手續等

- 1 公募選定委員会による審査結果において承認との結果通知を受けた取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、協会会長が別に定める期日までに、別紙様式第2号の鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を協会会長に提出するものとする。
- 2 協会は、1の規定による交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときには速やかに交付決定を行い、取組主体に補助金の交付決定の通知をするものとする。
- 3 取組主体は、申請を取り下げようとするときには、補助金の交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を協会に提出しなければならない。
- 4 取組主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第3号の鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業補助金交付変更承認申請書を協会会長に提出し、その承認を受けるものとする。
  - (1) 事業の中止又は廃止
  - (2) 取組主体の変更
  - (3) 事業費の30パーセントを超える増減
  - (4) 交付決定額から補助金の増又は30パーセントを超える減
  - (5) 成果目標の変更

## 第9 補助金の概算払

- 1 協会会長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- 2 取組主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第4号の鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業補助金概算払請求書を協会会長に提出するものとする。

## 第10 事業の着手

- 1 本事業の実施については、原則として、補助金の交付決定後に着手するものとする。ただし、本事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があるため、補助金の交付決定前に本事業に着手する場合には、取組主体は、あらかじめ、協会の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を別記様式第5号により作成し、協会に提出するものとする。
- 2 1のただし書により補助金の交付決定前に本事業に着手する場合には、取組主体は、本事業について、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

この場合において、取組主体は、補助金の交付決定までの間に生ずるあらゆる損失について、自らの責めに帰することを了知の上で行うものとする。
- 3 協会は、1のただし書による本事業の着手については、取組主体に対し事前にその理由等を

十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、当該着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

- 4 第3の2の事業については、1から3までの規定の対象外とし、事業目的の実現のために必要な場合については、交付決定前に着手することができるものとする。

#### 第11 事業の実績報告

取組主体は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに別紙様式第6号の鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業実績報告書（以下「事業実績報告書」という。）を協会会長に提出するものとする。

#### 第12 補助金の額の確定

- 1 協会は、事業実績報告書を受けた場合には、その内容の審査等を行い、補助金の額を確定し、取組主体に通知するものとする。
- 2 取組主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を当該取組主体に命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、当該期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### 第13 交付決定の取消し

- 1 協会は、第8の4の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8の2の規定による補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
  - (1) 取組主体が、法令、本要領又は本要領に基づく協会会長の指示に違反した場合
  - (2) 取組主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 取組主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 協会は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 協会は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の規定による加算金の納付については、第12の3の規定を準用する。

## 第 14 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 取組団体は、協会に対して第 8 の 1 の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。  
ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 2 取組主体は、1 のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第 11 の事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 取組主体は、1 のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第 7 の事業実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等仕入税額控除額相当額が確定した場合には、別紙様式第 7 号の仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに協会に提出するとともに、その金額（2 の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を協会に返還し、協会はこれを速やかに農林水産大臣に返還しなければならない。

## 第 15 事業の評価

- 1 取組主体は、別紙様式第 8 号により、事業に関する実績評価書を目標年度の翌年度の 8 月末までに協会に報告するものとする。
- 2 第 17 の指導は、取組主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合に実施するものとし、取組主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況を報告させるものとする。

## 第 16 事業遅延の届出

取組主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

## 第 17 調査及び報告

協会会長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施状況及び事業実績について、必要に応じて、取組主体に対して調査し、報告を求め、または指導することができるものとする。

## 第 18 補助金の経理

- 1 取組主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。
- 2 取組主体は、前項の収入及び支出についてその証拠書類又は証拠物を整備し、前項の帳簿とともに、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

#### 第19 その他

協会会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

#### 附 則（令和3年6月9日付け日鳥協発第3-35号）

- 1 この要領は、農林水産省生産局長の承認があった日から施行し、令和3年6月18日から適用するものとする。

別表1（第7の2関係）

事業の種類	補助対象経費	補助率
<p>1 サルモネラ菌低減に向けた検査体制・衛生管理方法構築事業</p> <p>①検討会の開催</p> <p>②海外施設等の状況調査</p> <p>③試験・研究</p>	<p>サルモネラ菌低減のための取組又は取組の推進のため左記の事業を実施するのに必要な経費であって、別表2に該当するもの</p>	<p>定額</p>
<p>2 輸出に係るサルモネラ菌検査等支援事業</p>	<p>シンガポール・EU 向け輸出に当たり必要となるサルモネラ菌検査等の経費</p>	<p>定額</p> <p>（令和3年1月28日からの鶏肉輸出量を対象とし、シンガポール・EU 向け鶏肉輸出量1キログラム当たり50円以内を交付する。ただし、全取組主体の合計輸出量において、鶏肉は153トンを上限とする。）</p>

注：補助対象の整理に当たっては、別表2の費目ごとに整理するとともに特別会計等の区分整理を行うものとする。

別表 2 (第 7 の 2 関係)

費 目	内 容	注 意 点
人件費	本事業に直接従事する正職員、 出向者、嘱託職員、管理者等の直 接作業時間に対する給料その他手 当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に従うこと。</li> <li>・積算根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・謝金の支払対象者に対して支払うことはできない。</li> </ul>
謝 金	本事業を実施するために必要な 専門的知識・知見の提供、資料・情 報の収集や提供を行った者又は組 織に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単価については、事業実施主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</li> <li>・謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・事業実施主体の代表者及び事業実施主体の業務に従事する者に対する謝金は認めない。</li> </ul>
賃 金	事業を実施するため新たに発生 する業務（資料整理・収集、調査 の補助等）を目的として、事業実 施主体が新たに雇用した者等対 して支払う実働に応じた対価（日 給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</li> <li>・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・契約書等により業務の内容を明らかにし、出勤簿、タイムカード等を整備すること。</li> </ul>
旅 費	本事業を実施するために必要な 旅費で交通費、日当、宿泊費、諸 雑費（事業実施に必要な専門知識 を有する者等の招へいに係る国内 外の移動に要する経費、滞在費等 を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単価については、事業実施主体の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</li> <li>・旅費単価の設定根拠となる資料を添付すること。</li> <li>・出張に当たっての支度金、往復路における本事業と関係のない国・地域への立ち寄り及び滞在（合理的な旅程によるトランジットを除く。）に要する費用は対象としない。</li> </ul>



需用費	本事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、通信運搬費、印刷費、資料作成費、サンプル等用原材料費（包装資材、食材費を含む。）、サンプル検査費、資材費、輸送費・通関費、文献・資料等購入費、機器等のリース費等の雑費	・インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は除く。
役務費	本事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
賃借料及び使用料	本事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料	・事業実施主体が所有するものを使用する場合を除く。
委託費	本事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費	
その他	輸出先国の各種基準への対応に係る経費、送金手数料等の他の費目に該当しない経費で、事業を実施するために必要な経費	

注：次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができない。

- (1) 事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月ぎめの給与、賞与、退職金その他各種手当）
- (2) 事業の実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）
- (4) 飲食費（会議における茶、コーヒー等簡素な茶菓子代を含む）

- (5) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- (6) 宿泊施設（ホテル）の付加サービス利用（ミニバー、ランドリー、電話、インターネット等）に要する経費
- (7) その他、事業を実施する上で必要とは認められない経費及び事業の実施に要したことを証明できない経費

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本食鳥協会  
会長 佐藤 実 殿

住 所  
取組主体名  
代表者氏名 印

令和 年度鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業に係る取組主体応募申請書

令和 年度において鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業に係る取組主体として応募したいので、鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業実施要領の第5の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

## 記

### 1 応募団体の概要

(1) 団体の名称（コンソーシアム名）

(2) 代表者の役職、氏名

(3) 事務局

①組織名

②所在地

③沿革（設立、名称変更、合併等）

④事業（定款等に規定された主な事業）

(4) コンソーシアムの構成員

（生産者等、食鳥処理施設、輸出事業者等に区分して記載すること。）

(5) 事業所数等

食鳥処理場

箇所

(うち、シンガポール向け輸出認定施設) 箇所  
年間処理羽数  
関係農場数 (直営農場 場、契約農場 場、計 農場)

(6) 取組主体の要件

(畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業を実施していること。)

満たしている

満たしていない

2 添付書類

(1) コンソーシアム規約の写し

(2) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業を実施することがわかる資料

(3) その他協会会長の求める書類

別添 令和 年度鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業に係る  
取組主体事業実施計画

- 1 本事業により実施するサルモネラ低減に向けた取組の概要  
(現状と改善のための取組を簡潔に記載すること)

--

- 2 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	その他	
1 サルモネラ菌低減に向けた検査体制・衛生管理方法構築事業 (1) 検討会の開催 (2) 海外施設等の状況調査 (3) 試験・研究				
2 輸出に係るサルモネラ菌検査等支援事業				
合 計				

注) 事業の一部を他の者に委託して実施する場合、委託先及び委託費を備考欄に記入すること

- 3 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日                    年    月    日  
(2) 事業完了予定年月日            年    月    日

- 4 取組別内訳

- (1) サルモネラ菌低減に向けた検査体制・衛生管理方法構築事業  
①検討会の開催

(単位：円)

実施時期	取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
			国庫補助金	その他		

合 計						

注釈：以下参照。

### ②海外施設等の状況調査

(単位：円)

実施時期	取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
			国庫補助金	その他		
合 計						

注釈：以下参照。

### ③試験・研究

(単位：円)

実施時期	取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
			国庫補助金	その他		
合 計						

注釈：以下参照。

#### <注釈>

- 注1) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 2) 事業の一部を他の者に委託して実施する場合は、備考欄に委託予定先及び委託費を備考欄に記入すること。
- 3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。
- 4) 複数の試験・研究課題に取り組む場合は、各課題ごとに取組内容を整理すること。

## 5 成果目標

### (1) サルモネラ菌低減の目標

	サルモネラ菌低減取組対象	現状 (令和元年度)	目標 (〇年度)
サルモネラ菌の陽性率		%	%

注：シンガポール又はEU向け輸出要件に沿って処理した鶏肉について記載すること。

(2) 輸出額の目標

品目	輸出先国	現状 (令和元年度)	目標 (○年度)
		(円)	(円)
		-	(%)

注：鶏肉の場合はシンガポール又はEU向け輸出について記載すること。

6 添付書類

- (1) 謝金及び賃金については、その単価の根拠資料を添付すること。
- (2) 事業の一部を委託する場合は、その相見積もり、委託契約書（案）を添付すること。また、相見積もりを取っていない場合又は最低価格を提示した者のものを積算内訳の根拠としない場合は、その理由を明らかにした資料を添付すること。
- (3) 必要に応じて資料を添付すること。

別紙様式第2号（第8の1関係）

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本食鳥協会  
会長 佐藤 実 殿

住 所  
取組主体名  
代表者氏名 印

令和 年度鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業補助金交付申請書

令和 年度において鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業を下記のとおり実施したいので、鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業実施要領の第8の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別添「令和 年度鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業に係る取組主体事業実施計画」のとおり。

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		国 庫 補助金	その他	



1 サルモネラ菌低減に向けた検査体制・衛生 管理方法構築事業 (1) 検討会の開催 (2) 海外施設等の状況調査 (3) 試験・研究  2 輸出に係るサルモネラ菌検査等支援事業				
合計				

(注1) 備考欄には仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注2) 申請の際には以下の書類を添付すること。なお、別紙様式第1号の取組主体応募申請書に添付したものから変更がない場合は省略することができる。

- ① コンソーシアム規約
- ② 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援事業を実施することがわかる資料
- ③ その他協会が必要とする資料

別紙様式第3号（第8の4関係）

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本食鳥協会  
会長 佐藤 実 殿

住 所  
取組主体名  
代表者氏名 印

令和 年度鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日付け ○○○第 号で補助金交付決定通知のあった鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、令和 年度鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業実施要領の第8の4の規定に基づき申請します。

#### 記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（注）2及び3については別紙様式第2号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合は、新たに添付すること。

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本食鳥協会  
会長 佐藤 実 殿

住 所  
取組主体名  
代表者氏名  
印

令和 年度鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け ○○○第 号で補助金交付決定通知のあった鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業について、下記のとおり金円を概算払により交付されたく、令和 年度鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業実施要領の第9の2の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 ( 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ⑤	今回概 算払請 求額 ⑥	年 月 日迄予定出 来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤- ⑥
	事業費 ①	国庫補助 金 ②	事業費 ③	国庫補 助金	事業費出 来高 ③/①=④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店  
預金種類 ○○預金  
口座番号  
口座名義

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本食鳥協会  
会長 佐藤 実 殿

住 所  
取組主体名  
代表者氏名 印

令和 年度鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業の補助金交付決定前着手届について

鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業に係る取組主体事業実施計画に基づく別添事業について、補助金交付決定前に着手することとしたいので、鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業実施要領の第10の1の規定に基づき、下記の条件を了承の上、届け出ます。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの間に、天災地変の事由により当該事業に損失が生じた場合には、当該損失は、取組主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金の額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの間は、取組計画の変更は行わないこと。

別紙様式第5号 別添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本食鳥協会  
会長 佐藤 実 殿

住 所  
取組主体名  
代表者氏名 印

令和 年度鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け ○○○第 号で補助金交付決定通知のあった令和  
年度鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業について、下記の  
とおり実施したので、令和 年度鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検  
査等支援事業実施要領の第11の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業実績報告書」  
のとおり

（注）別紙様式第1号の別添に準じて作成すること。

3 事業に要した経費及び負担区分

（注）別紙様式第2号の記の3に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額

（単位：円）

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日           年    月    日

(2) 事業完了年月日           年    月    日

6 振込先金融機関名等

金融機関名    〇〇〇銀行           〇〇〇支店

預金種類       〇〇預金

口座番号

口座名義

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本食鳥協会  
会長 佐藤 実 殿

住 所  
取組主体名  
代表者氏名 印

令和 年度鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け〇〇〇第 号で補助金の交付決定通知のあった鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業補助金について、鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業実施要領の第14の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け〇〇発第〇〇号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額  
金 円



4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔 〕

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

〔 〕

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・取組主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

番 号  
年 月 日

一般社団法人日本食鳥協会  
会長 佐藤 実 殿

住 所  
取組主体名  
代表者氏名 印

鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業の評価報告について

鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業について、令和 年  
度鶏肉・鶏卵のサルモネラ菌低減への対応及びサルモネラ菌検査等支援事業実施要領の第15の  
1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事業実施年度

2. 成果目標の具体的な内容及び達成状況：

(1) サルモネラ陽性率の低減

事業実施前 (%)	目標 (%)	実績 (%)

注：鶏肉の場合はシンガポール又はEU向け輸出要件に沿って処理した  
鶏肉について記載すること。

(2) 輸出額の増加

輸出先国	輸出額 (円) 及び対前年増加率 (%)		
	事業実施前	目標	実績

	(円)	(円)	(円)
	-	(%)	(%)

注：鶏肉の場合はシンガポール又はE U向け輸出について記載すること。

3. 目標の達成状況の評価：

達成状況の評価	備考（Cの場合には、目標未達となった要因を記載）
A（計画どおり実施）	
B（おおむね計画どおり実施）	
C（計画を達成できず）	

注：達成状況の評価の欄は、該当するものを円で囲むこと。

4. 事業内容